

最終改正:

改正内容:令和5年1月11日要綱第1号 [令和5年1月11日]

○佐々町共有資産に係る固定資産税の分割納付取扱要綱

令和5年1月11日要綱第1号

佐々町共有資産に係る固定資産税の分割納付取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、共有で所有する固定資産（以下「共有資産」という。）の固定資産税を連帯して納付する義務を負う者（以下「共有者」という。）に対して、共有者全員の申請に基づき、納税額を不動産登記簿に記載された所有権の持分割合で按分し、共有者全員が納付（以下「分割納付」という。）しやすい環境を提供することにより、共有者全員の負担を軽減するとともに滞納防止を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 分割納付の対象は、共有資産の共有者全員（相続人代表者等を含む。）が分割納付に同意し、申請する場合とする。ただし、申請時において、共有者全員の町税に未納がある場合は認めないものとする。

（申請）

第3条 共有者が分割納付を新たに希望する場合、又は分割納付の申請内容を変更しようとするときは、その共有資産における固定資産税納税義務者の代表（以下「共有代表者」という。）が、共有資産分固定資産税分割納付（変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を共有代表者以外の共有者（以下「共有構成員」という。）の同意を得て提出しなければならない。

2 申請書は、共有者全員の署名を必要とするものとする。なお、署名が困難なときは、共有資産分固定資産税分割納付同意書（様式第2号。以下「同意書」という。）に代えることができるものとする。

3 共有者に異動があったときは、新たな共有者の署名による申請書又は同意書を提出しなければならない。

4 共有代表者を変更するときは、共有代表者変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

（分割納付の方法）

第4条 分割納付は、申請書を受理した日の属する年度の翌年度（申請日が2月又は3月である場合は翌々年度）から実施するものとする。

2 分割納付をする場合における固定資産税の年税額は単一の納税義務者として算出し、各共有者の固定資産税の納付額は、各納期における全体の納付額を共有者の所有権の持分で按分して算出するものとする。ただし、共有構成員の納付額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとし、共有代表者の納付額については、各納期における全体の納付額から共有構成員の納付額の合計額を差し引いた額とする。

3 分割納付をする場合の納付方法は、納付書による納付とし、納税通知書及び納付書は共有者全員に送付するものとする。

4 町長は、納税通知書等が返戻されたときは、速やかに調査をするものとする。ただし、それでもなお送付先が不明で、送達できない共有者の納税通知書等があるときは、遅滞なく共有代表者に送付するものとする。

5 分割納付を採用した場合であっても、納付すべき税額を納付しない共有者があるときは、他の共有者は、連帯して当該税額を納付する義務を負うものとする。

6 当該共有資産の他に単独所有資産又は共有者若しくは共有持分割合の異なる共有資産がある場合は、それぞれに徴収するものとする。

（収納関係）

第5条 督促の通知等については、共有代表者に行うものとする。

2 滞納処分及び滞納処分の停止については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく連帯納税義務を適用する。この場合において、督促等によっても年税額が完納にならない場合は、次年度から分割納付を中止する等の処置を行うものとする。

（証明関係）

第6条 法第20条の10の規定に基づく納税証明書及び法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書については、共有資産全体について交付するものとし、分割した証明書は交付しない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

共有資産分固定資産税分割納付（変更）申請書

年 月 日

佐々町長 様

共有代表者 住所

氏名

(持分 /)

電話番号 () -

下記の資産については、共有資産として固定資産税を連帯して納税するものとされていますが、以下の事由により納付に支障を来していますので、各共有者がそれぞれ納付するために持分に応じた納税ができるよう、共有者全員の合意に基づき申請します。なお、共有者全員が完納するまで連帯して納税義務を負います。

申請事由	
------	--

	物件の所在地			地積又は延床面積
土地・家屋	佐々町	免	番地	m ²
土地・家屋	佐々町	免	番地	m ²
土地・家屋	佐々町	免	番地	m ²

No.	共有者名	住所	電話番号	持分
1		〒		/
2		〒		/
3		〒		/
4		〒		/
5		〒		/

※共有者が6名以上の場合は裏面を利用してください。

<留意事項>

○共有資産における固定資産税は、地方税法第10条の2に基づき連帯納税義務が規定されています。そのため、この取り扱いは地方税法の規定による連帯納税義務を分割納税義務とするものではありません。（裏面につづく）

○分割後の税額を納付したとしても共有者に滞納が生じた場合は、督促状は共有代表者に送付します。

また、地方税法に基づき差押え等の滞納処分を受けることがあります。

○申請内容に変更があった場合は、速やかに本申請書を提出してください。

○各納期における全体の納付額を各共有者で按分した結果端数が生じた場合は、共有構成員の納付額についてはこれを切り捨てるものとし、共有代表者の納付額については、各納期における全体の納付額から共有構成員の納付額の合計額を差し引いた額とします。

○共有者に移転登記があった場合、新共有者は申請書又は同意書の再提出をお願いします。ただし、相続の場合は本申請を継承したものとみなし申請書又は同意書の再提出は不要とします。

○分割納付の取り扱いは次の場合取り消すことがあります。

- ・申請内容に変更があったにもかかわらず、申請書又は同意書の再提出がない場合
- ・共有者に滞納が発生した場合

No.	共有者名	住所	電話番号	持分
6		〒		/
7		〒		/
8		〒		/
9		〒		/
10		〒		/
11		〒		/
12		〒		/
13		〒		/
14		〒		/
15		〒		/

共有資産分固定資産税分割納付同意書

年 月 日

佐々町長 様

住所

氏名

(持分 /)

電話番号 () -

私は、 年度から下記の共有資産の固定資産税について分割納付を同意します。

記

	物件の所在地			地積又は延床面積
土地・家屋	佐々町	免	番地	m ²
土地・家屋	佐々町	免	番地	m ²
土地・家屋	佐々町	免	番地	m ²

<留意事項>

- 共有資産における固定資産税は、地方税法第10条の2に基づき連帯納税義務が規定されています。そのため、この取り扱いは地方税法の規定による連帯納税義務を分割納税義務とするものではありません。
- 分割後の税額を納付したとしても共有者に滞納が生じた場合は、督促状は共有代表者に送付します。また、地方税法に基づき差押え等の滞納処分を受けることがあります。
- 申請内容に変更があった場合は、速やかに本同意書を提出してください。
- 各納期における全体の納付額を各共有者で按分した結果端数が生じた場合は、共有構成員の納付額についてはこれを切り捨てるものとし、共有代表者の納付額については、各納期における全体の納付額から共有構成員の納付額の合計額を差し引いた額とします。
- 共有者に移転登記があった場合、新共有者は申請書又は同意書の再提出をお願いします。ただし、相続の場合は本申請を継承したものとみなし申請書又は同意書の再提出は不要とします。
- 分割納付の取り扱いは次の場合取り消すことがあります。
 - ・申請内容に変更があったにもかかわらず、申請書又は同意書の再提出がない場合
 - ・共有者に滞納が発生した場合

共有代表者変更届

年 月 日

佐々町長 様

住所

(届出人) 氏名

電話番号 () -

共有資産に係る固定資産税の連帯納税義務者の代表者を、共有者全員の協議により、次のとおり変更しましたので届出します。

新代表者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	
旧代表者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	

<留意事項>

- 共有代表者の変更があった場合は、速やかに本届書を提出してください。
- 各納期における全体の納付額を各共有者で按分した結果端数が生じた場合は、共有構成員の納付額についてはこれを切り捨てるものとし、共有代表者の納付額については、各納期における全体の納付額から共有構成員の納付額の合計額を差し引いた額とします。
- 分割納付の取り扱いは次の場合取り消すことがあります。
 - ・申請内容に変更があったにもかかわらず、申請書又は同意書の再提出がない場合
 - ・共有者に滞納が発生した場合